

新規出店応援事業 申請者要件確認シート【西宮市・ひょうご産業活性化センター】

▶ 次の1～10の要件を **すべて** 満たす場合、西宮市への補助金申請が可能です

項目	備考
1 <input type="checkbox"/> 市内の「活動している商店街」エリア内の空き店舗に出店する	市内には38の商店街があります(市HPに概ねの位置記載あり)。出店場所が 商店街に属するエリアかどうか 、 現在活動しているかどうか などについては商工課(0798-35-3387)までお問い合わせ下さい また、対象となる出店場所は居住用の物件ではなく、 店舗専用の物件 に限ります。
2 <input type="checkbox"/> フランチャイズチェーン店ではない	展開規模に関係なく、フランチャイズ方式の店舗は対象外となります
3 <input type="checkbox"/> 自身が空き店舗の所有者ではない 又は所有者と密接な関係(同一の生計、親族等)にない	密接な関係とは①生計を一にする、②3親等以内の親族である、③自身の経営する法人の役員又は従業員でない場合を指します
4 <input type="checkbox"/> 交付決定まで工事契約を行わない	アドバイザー派遣から交付決定まで 1～2か月程度 の期間を要します 交付決定前に工事契約を行った場合、補助できなくなります
5 <input type="checkbox"/> 商店街からの移店ではない(増店は可能)	商店街 エリア外から商店街エリアへの移店 は申請可能
6 <input type="checkbox"/> 申請年度の3月31日までに費用支払と必要な許可取得し、開業する	これらの要件を満たせなかった場合、補助金の支払いはできなくなります
7 <input type="checkbox"/> 開店後は商店街の会員となり、商店街活動に参加する	商店街会員を脱退した場合やその他規定違反があった場合は補助金の返還を求めることがあります
8 <input type="checkbox"/> 事業計画のブラッシュアップおよび開業後の伴走型支援を西宮商工会議所に依頼し、実施する	アドバイザー派遣を受ける前に西宮商工会議所にご相談下さい
9 <input type="checkbox"/> 暴力団員及びその関係者ではなく、禁固以上の刑に処されてもいない	補助対象者及び補助対象者に従事する者が西宮市暴力団の排除の推進に関する条例(西宮市条例第67号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びに暴力団密接関係者ではない 代表者もしくは役員が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではない

▶▶ **さらに**、次の要件を **追加**で満たす場合はひょうご産業活性化センターへの併用申請も可能になります

10 <input type="checkbox"/> 申請者(法人の場合は店舗責任者)が女性もしくは50歳未満である	補助年度の4月1日時点で50歳未満であれば年齢要件を満たします ※申請者が法人の場合は店舗責任者が条件を満たすかで判断します
---	---

【問合】 西宮市六湛寺町10-3 西宮市 商工課

TEL : 0798-35-3387 mail:shoukou@nishi.or.jp